

7 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <http://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第65号を発行させていただきます。

先月大阪北部を震源とした地震において被災にあわれた方々に心よりお悔やみ申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

今月は、税理士の支部研修旅行にて台湾に行った際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、九份の阿妹茶酒館です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**会議費として処理するとき**について、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**小麦について考える その1** を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 会議費として処理するとき について

今回も、業務活動をしている際に経費になるのかどうかなど判断に困る内容をピックアップ(Q&A形式)して

ご紹介させていただくことにします。

Q、会議費として認められるのはどの程度までをいうのですか。また、会議費として処理できる支出の範囲を教えてください。

A、会議は企業活動の上で欠かすことのできないものです。そこで、税務上も会議に関連して支出した費用で、通常要する費用については、交際費等として取り扱わないこととしています。



(写真は、九份の阿妹茶酒館の夜景です)

キーワード

・会議の範囲

会議には社内的に行われる会議のみでなく、来客と行う商談、打合せ等も含まれます。

・通常会議を行う場所

通常会議を行う場所とは、社内の会議室等に限定されるものではなく、社内に適当な場所がない場合は、ホテルの一室を借りて行うことも社会通念上は一般的とされていることから、なにも社内だけとは限りません。

ただし、料亭、クラブ、バー等は通常会議を行う場所とは解されておりません。

・茶菓、弁当

通常の昼食程度（一般的なランチメニュー、割子弁当等）のものです。**非常に豪華なフルコースメニューで提供されるものは、ここでいう通常の程度を超えると考えられます。**

また、**お茶代わりの食前酒程度で、コップ数杯のアルコールも含まれると解されます。**

・会議に関連して

あくまでも「会議に関連して」提供される飲食物でなければなりません。したがって、**会議終了の後に場所を移して懇親会等の費用は交際費とされます。**

・旅行に招待し、併せて会議を行った場合

製造業者または卸売業者が特約店その他の販売業者を旅行に招待し、併せて新製品等の説明会等を行った場合には、会議に関連する費用（会場借上費、昼食代、コーヒー等のお茶代、外部講師派遣費用他）のほかに、会場までの旅費、開催地での宿泊費なども含まれますが、**説明会終了後の懇親パーティー等の費用はこれには含まれません。**

判断のポイント

実務上問題となるのは、会議が実体を備えているか、招待旅行等の主な目的が親睦旅行でないかです。会議が実体を備えていなければ、全額が交際費となりますし、旅行等が親睦目的と判断されれば、開催地での会議費用のみが会議費とされ損金処理できますが、会場までの旅費、宿泊費なども交際費とされます。

会社の経費として会議費と交際費を区分するに迷うケースが多いのではないかと思います、上記の Q&A をご紹介させていただきました。

「判断のポイント」で紹介いたしましたように、「実務上問題となるのは、会議が実体を備えているか」が、会議費と交際費の違いになります。

税務調査の際に調査官にこの支出が会議費であると説明して納得していただくためには、その会議に出席したメンバーの氏名と会議の内容を紙面にでも残しておくことをお勧めいたします。

中小企業の場合は、交際費の損金不算入額は1期で800万円を超える額が損金と認められなくなりますので、800万円も交際費を使用していない会社については、会議費と交際費の区分はそれ程重要でないかもしれませんが、これを機会にご理解いただければと思います。

【参考文献】

- ・新日本法規出版(株)発行 「わかりやすい損金処理判断の手引 ①」



(写真は、九份の夜景です)

3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

国民年金関連

日経新聞に「**国民年金納付率 66.3% 昨年度、6年連続で改善**」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・厚生労働省は、自営業者らが入る国民年金について、被保険者が納めるべき保険料のうち実際に払われた比

率を示す納付率が 2017 年度に 66.3%になったと発表
した。

- ・前の年度から 1.3 ポイント上昇し、6 年連続で改善し
た。低所得などで保険料を免除・猶予されている人は
納付率の計算から除いており、それらを含んだ実質的
な納付率は約 40%にとどまった。
- ・17 年度末の加入者数は前の年度から 70 万人減の 1505
万人だった。加入者数はこの 5 年で約 360 万人減った。
日本年金機構が厚生年金への加入を企業に促している
ことや、厚生年金の適用対象をパートら短時間労働者
にも広げたことで、厚生年金に移る人が増加したこと
が減少の主因だ。

などと書かれておりました。

*国民年金の加入者が減少しているのは、建設業の会社が仕
事の現場に入る際に社会保険に加入していないと入ること
ができない現場が増えてきていることの影響が大きいよう
に思います。



(写真は、十分でランタン飛ばしをした時の写真です)

行政手続き関連

日経新聞に「行政手続きネット一括 住所変更や法人
設立 法案、今秋にも」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は、企業や個人の行政手続きを原則として電子申
請に統一する「デジタルファースト法案」の概要を固

めた。

- ・インターネット上で本人か否かを確認し、住民票など
の添付書類を提出しなくて済むようにする。スマート
フォンやパソコンを通じて転居時の住所変更や法人設
立の手続きができる。
- ・法案には行政手続きについてオンラインを原則にする
と明記した。本人確認のデジタル化も盛り込み、マイ
ナンバーカードを使えば書類の提出が不要になる。
- ・政府によると、日本で行政が関わる手続きは要介護の
認定や法人設立など約 4 万 6000 種類ある。このう
ち、現時点でオンラインで手続きができるのは国税庁
のサイト「e-Tax (イータックス)」を使った電子申
告・納税など 1 割強にとどまっている。

などと書かれておりました。

*転居や法人設立などの手続きがネットでできるようになれ
ば、かなり手間が省けます。ただこれを利用するには、マ
イナンバーカードを取得しておかないといけなくなりそう
です。



(写真は、龍山寺です)

4 小麦について考える その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマ
について毎回書いていくことにしております。

今回は、「小麦」についての情報をご紹介します。い
た
だ
き
ま
す。

参考文献には、

- ・小麦による人体への奇妙な影響として、食欲増進、エクソルフィン（脳内麻薬のエンドルフィンと同等の外因性の物質）による脳の活性化、食欲と満腹のサイクルを繰り返す引き金となる血糖値の大幅な亢進、病気や老化の原因となる糖化反応、軟骨をむしばみ、骨を破壊する炎症や pH バランスの破壊、免疫反応疾患の活性化が記録されています。
- ・小麦を消費することで、セリアック病—小麦グルテンの摂取による破壊的な腸管疾患—から、さまざまな神経障害、糖尿病、心臓疾患、関節炎、奇妙な発疹、統合失調症のおぞましい妄想まで、さまざまな病気が引き起こされます。
- ・「お腹の脂肪」つまり“内臓脂肪”は特殊な脂肪です。ほかの部位の脂肪とは違って、体のさまざまな部位で炎症を引き起こしたり、インスリン反応をゆがめたり、異常な代謝信号を発したりします。
- ・小麦は体のほぼ全器官に浸透し、腸、肝臓、心臓、甲状腺から脳にまで到達します。実際、小麦によって被害を受ける可能性のない器官はほぼゼロです。

などと書かれておりました。

一度読んでいた参考文献をもう一度今読み直しているところです。読み直している理由は、アトピー性皮膚炎の症状をお持ちの方が約1か月間小麦の入った食品を取らないようにしたら薬に頼らなくても皮膚の状態が回復してきているのを確認したからです。

スーパーなどで販売している食品の成分表示を確認していただくと分かっていると思いますが、小麦粉の入っていない食品を探すのはとても難しいです。ということは、それだけ日常的に小麦粉を食べていることになります。

現在の小麦粉は、品種改良を重ねたことにより人が摂取すると害を及ぼす食品になってしまっているようです。このあたりのことは、次号以降でご紹介させていただきます。

ます。

【参考文献】

- ・小麦は食べるな！ 著者 Dr.ウイリアム・デイビス
訳 白澤卓二 発行所 日本文芸社

5 編集後記

今月の事務所便りに掲載している写真は、先月私が所属している西淀川支部の税理士の研修旅行で台湾を訪問した際に撮影したものです。

故宮博物院にて撮影した写真を下記に掲載させていただきます。



故宮博物院で有名な展示品は、「ヒスイの白菜」と「メノウの豚の角煮」のようです。上の写真が「ヒスイの白菜」なのですが、「メノウの豚の角煮」は写真撮影したのですがピントが少し合っていなかったので掲載しておりません。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。